(趣旨)

第1条 (仮称)第2期生駒市スポーツ推進計画の策定にあたり、多方面から意見を聴取し、本市の実情に即した計画となるよう(仮称)第2期生駒市スポーツ推進計画策定委員会(以下「委員会」という。)を開催するに関し必要な事項を定めるものとする。

(意見等を求める事項)

- 第2条 委員会において意見又は助言を求める事項は、次のとおりとする。
  - (1) (仮称)第2期生駒市スポーツ推進計画策定に関すること。
  - (2) 前号に掲げるもののほか、教育委員会が意見を求める必要があると認める事項

(参加者)

- 第3条 教育委員会は、次に掲げる者のうちから、委員会への参加を求めるものとする。
  - (1) 学識経験を有する者
  - (2) 各種団体から選出された者
  - (3) その他教育委員会が必要と認める者
- 2 前項の場合において、教育委員会は、原則として、同一の者に継続して委員 会への参加を求めるものとする。

(運営等)

- 第4条 委員会の参加者は、その互選により委員会を進行する座長を定めるものとする。
- 2 教育委員会は、必要があると認めるときは、委員会に関係者の出席を求め、 その意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(開催期間)

第5条 委員会の開催期間は、(仮称)第2期生駒市スポーツ推進計画の策定が完 了するまでとする。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、スポーツ振興課において処理する。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会に関して必要な事項は、教育委員 会が別に定める。

附則

1 この要綱は、令和5年6月6日から施行する。